

避難住宅問題

避難住宅（災害救助法に基づく）

- ・被災自治体（都道府県）要請
- ・法定受託事務（国の仕事を自治体に実施させる）
- ・内閣府防災担当が所管
費用も国が支出（区域外避難者にかかっていた費用は年間80億）
東電に求償する費用だが、計算が終わっていないので未だ求償せず。
- ・災害救助法上 2017年3月で打ち切る根拠も限界も無い。

打ち切りにあたって、（同じ場所で住む契約を行うとしても）退去届の提出が必要

ひなん生活をまもる会では、経済的な余裕が無い場合方、「避難住宅からの退去」に同意したと見なされる退去届にサインできない方、家を汚染されたのに住宅が有償となることを受け入れられない方、に対して避難住宅に「退去届を出さず」そのまま無償で住む「残留」希望者を募った。>東京都に使用許可（無償提供）申請を行い、残留し、現在に至る。

どの種の、どの地域の避難住宅に入居したかで、現在の対応が大幅に違っている

（6割以上の避難者が継続を望んでいた必要性の高い無償の避難住宅を打ち切ってしまったことが問題。各自治体の予算で行う性質のものではなかった。）

- ・都道府県営住宅・・・優遇制度あり。ただし、根拠は子供被災者支援法
地域指定を外されると、改めて退去を求められる危険性
特に収入半額計算で入居資格を得た母子避難者
- ・国家公務員宿舎・・・2年限定の制度として、福島県が借り上げて、転貸借する有償入居制度がある
（ひなん生活をまもる会では、求めている制度ではないのでと批判）
- ・民間賃貸借上げ・・・福島県の2年間限定の家賃補助あり
（雇用促進住宅はここに準じる）
- ・地域によっては自治体の補助（支援）制度あり
-----ここまでは、退去届を出して（加害者側の言う）移住 -----
- ・残留・・・退去届を出さず、東京都に使用許可申請を提出して、そのまま住む

今後の国（福島県）の方針

- ・来年3月、福島県による支援施策、民間賃貸補助と公務員宿舎の転貸制度を打ち切る
- ・来年3月、避難指示解除地域の避難住宅を打ち切る
- ・再来年3月、帰還困難区域の避難住宅を打ち切る

子供被災者支援法の基本方針改訂（地域指定解除）を防ぐ

避難を希望する全ての原発事故被害者に対して、 避難住宅を提供してください



内閣総理大臣 殿
 内閣府特命担当大臣 殿
 福島県知事 殿
 福島原発事故避難者受入都道府県知事 殿

国と福島県は平成29年3月末の区域外避難者に対する応急仮設住宅（以下、避難住宅）提供打ち切りから始まり、平成31年予定される帰還困難区域の打ち切りで、全ての避難住宅を打ち切る方針を示しました。避難住宅は被害者に対し無償で提供され、避難生活の命綱でしたが、打ち切りにより避難世帯の困窮は深刻化しています。また、福島県内外を問わず放射能汚染地域では、今もなお原状復帰にほど遠い生活空間で、被曝を強いられる生活が続き、子どもや家族を守るため、新規に避難を希望する人も少なくありません。原発事故は収束しておらず、放射線被曝は例え微量であっても、健康に悪影響を及ぼしかねない被害です。

この間被害者らは一貫して、全ての避難希望者に対する無償の避難住宅の提供を求めてきました。しかし、国と福島県は打ち切りを強行し、各種支援策の縮小も進めています。この施策は、今なお続く放射能汚染被害を矮小化し、みかけの避難者を消去する被害隠蔽に他なりません。全国の裁判所で進む、福島原発事故被害の損害賠償を求める裁判では、国はすでに4度加害者として断罪されています。しかし、国の無策に翻弄された避難生活は、改善するどころか、一層厳しさを増しています。事故から8年を迎えるにあたり、私たちはこのまま国が責任逃れを続け、被害者を苦しめる状況を放置できません。国連では、日本政府の対応に複数の国から人権侵害の指摘があり、是正勧告が出されています。国は福島原発事故の加害責任を認め、長期的放射能汚染の被曝から身を守るための避難住宅制度を今すぐにも拡充すべきです。よって、私たちは**国及び、福島県等の被害自治体及び避難者受入れ自治体に対し、原発事故による避難者について、以下の施策を実行するよう求めます。**

- (1) 応急仮設住宅の供与の打ち切りを方針を撤回し、無償提供を継続・再開すること
- (2) 福島県内外の新規避難希望者に対しても避難用住宅の無償提供を実施すること
- (3) 避難者に対する立ち退き訴訟や調停は、国の責任で避難者に負担無く解決すること
- (4) 「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について、優先・特例措置の継続すること。また、同法の支援対象地域の縮小を行なわないこと。
- (5) 福島県による民間賃貸補助やセーフティーネット入居、原発事故避難者受け入れ自治体による各種特例措置を来年度以降も維持すること。
- (6) 生活状況に合わせて、他の応急仮設住宅への転居を柔軟に認めること
- (7) 避難者の意思に反し被曝を強要する「帰還」の推進をやめ、長期的放射能汚染に対する具体的施策を明記した、新規の避難者生活再建支援立法の制定（自治体にあっては制定への働きかけ）をすること。

名 前	住 所（「#」で住所を省略しないでください）

集約団体〒**** * 〇〇〇〇

FAX 03-00000000

1次集約 2018年11月末日 2次集約 2019年1月末日

* 署名簿は上記集約団体あてに郵送で送ってください。用紙はコピー可です。* 署名の記載事項は、宛先に提出する以外の目的には使用しません* 避難者や被害住民の方だけでなく、一般の方にも呼びかけ、署名をお願いします